



広島

ななみおくに

発行 南小国町役場 TEL 2-1111 印刷 穴井印刷 TEL 6-3118

町の人口

6月末現在

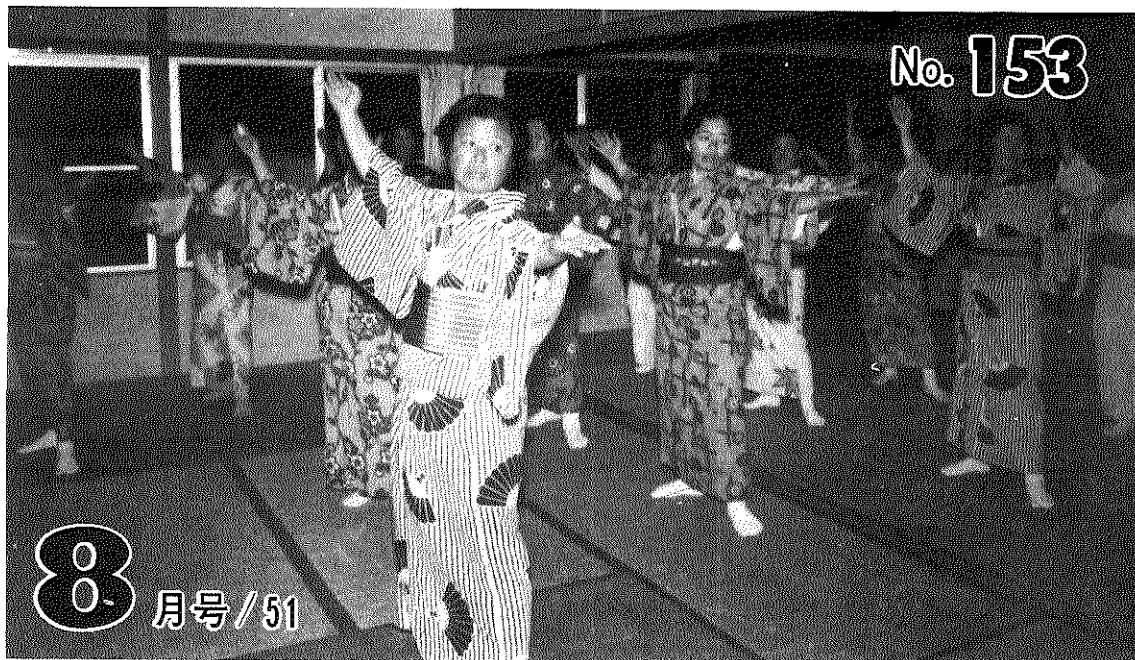
総人口 5,655人

男 2,690人

女 2,965人

世帯数 1,364戸

No. 153



8月号/51

松葉会・二十日会の踊り練習(上中原公民館にて)

役場だより

公民館活動盛ん!

七月十五日、NHKテレビ番組(ニューススタジオ)で放映された、上中原地区公民館の利用状況を紹介します。当公民館は毎月平均三〇グループで、五〇数回の利用がなされており、利用団体も種々雑多で老人クラブから青壮年団に至るまで五十三団体に及んでいます。団体の内容は、部落の世話人会が十三組、老人会等の団体が九、趣味の会(詩吟、謡、踊り、習字)が八組、同好会十七組(旅行及び財産取得のための積立会及び社会体育関係団体等)、農事研究会二組、盆栽研究会一組があり、活躍している。南小国町内に現在まで十八戸の公民館が整備されました。今後は全公民館が、上中原公民館のような盛んに利用されることを期待したいものです。

法律相談について

八月の坂本弁護士による法律相談は、十九日午後一時三十分より役場にて於て開きます。御希望の人は十七日までに、町民相談室まで御連絡をお願いします。

農業委員等が改任さる

農協推薦の農業委員となつておられました宗像良道氏が、農協に専任したいとの意向により辞任されましたので、その後任に高村秀幸氏が六月二十一日付にて選任されました。

農業委員会代表の町有入会林野評価委員には安道嘉祝氏が、同じく宗像氏の後任として推薦されました。本紙上をお借りし両氏を御紹介申し上げます。

経済観光課

町政相談会について

町では、今年中に巡回町政相談会を各地区で開催し、町民の皆さま

んよりの町政に対する御意見や御要望をお聞きたいと思ひます。毎月二ヶ所、夜七時より九時までを予定しておりますが、各地区に於て開催日の希望がありましたら、役場町民相談室まで御連絡をお願いします。予定しております地区割は次の通りです。

- ▼湯田・矢田原・古賀・中湯田・樋ノ口
- ▼落見・米山・瀬ノ本・瓜上・和田・中原住宅
- ▼地蔵原・松の木・坂下・田尻・平瀬・滝下
- ▼里組・田中・千光寺・竹の熊・市原
- ▼赤馬場・脇戸・矢津田・杉田・鬼山
- ▼満願寺校下
- ▼星和校下
- ▼黒川・瀬の本・大谷山
- ▼田の原・白川・小田
- ▼高花・長迫・波居原

議会だより

先月号の議会だよりで、紙面の都合により掲載できませんでした南小国町第一回補正予算額、三億一万二千万の主な内容について説明しますと次のとおりです。

※歳入の補正内容

国庫からの補助金が約六千四百万円、負担金・寄附金約九百万円、前年度繰越金約八千九百万円、基金繰入金約二百万円、町債約一億二千七百万円、財産収入九百万円となっている。

※歳出補正内容

一、総務費

九、八一四、八千円

公民館建設補助金として、下中原・上町二ヶ所・吉原・小田・計五ヶ所の補助金、職員退職に伴う特別負担金、ガードレール設置のための工事費を始め財政調整基金、繰入金として約四千四百万円、館際牧場売却代金の地元交付金約二千八百八拾万円（四十町七反分の代金）、直営林業材生産委託費として八百四拾万円が予算計上され

ました。

三、農林水産業費 一、〇四二、四千万

小規模基盤整備事業に対する補助金と万願寺に速から辛切りに向う農道新設工事費が主なものです。

三、土木費 一、三二一、八四四、七千円

舗装工事費、瓜上線（中原小学校前より本田精米所前まで）、矢津田・小国町線（脇戸から小国町に向う路線）が、

道路改良工事費として、矢津田小国線（舗装工事ヶ所と同じ）・立岩・宮地線（立岩橋付近）・星

和黒原線（旧星和道路）・満願寺田の原線（農免道路落石防止）・

湯田線（天神坂付近）・石原追線（上中原より国道に向う道路）が

住宅費として黒川に十世帯分の公営住宅を建設するための予算が

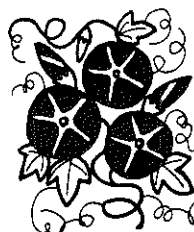
それぞれ計上されました。

四、消防費 一、一五二、〇千円

消防用無線十五台の設置費、矢津田に防火水そう建設費、下中原に消防積載車の配車に要する予算が計上されました。

六、教育費 四、六四四、七千円

星和小学校教育倉庫の改造、黒川小学校家庭科室の改造、黒川小学校防球ネットの新設、市原小学校校舎の修理、中原小学校プール建設費、市原小学校にナイター施設工事のための予算が計上されました。



農政懇談会開催

南小国町の今後の農政・林政

商工・観光・行政について、町

議会議員・農業委員・農協役員

森林組合役員・商工会役員の五

団体が一同に会合し、阿蘇事務

所中原次長・源川室長・紫垣林

務観光課長を招き、将来の計画

を話し合い、各団体に「テー

マ」持った話し合いを進め代表に

より、農政・林政・商工観光行

政を進めるように決定した。

一般の町長に要望として、各

農家の所得向上を計るため

1. 無公害企業の誘致

2. 後継者問題

3. 企業誘致の農地転用

4. 入会林野整備を早急に

5. 信用保証協会の出損増

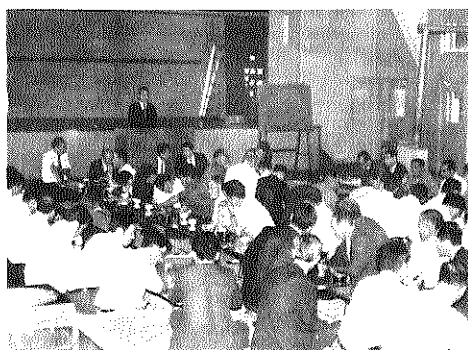
等が要望され、南小国町の再発

見をと云った希望ある話しが進

められ、次回に検討する事で終

了、約八十名の大多数の参加で

盛大でした。



5団体と農民代表者の農政懇談会

『二・三頭飼いのあなたも りっぱな牛飼いだ』

何も多頭飼養だけがすべての牛飼とは思われない。常時繁殖牛を二・三頭飼いい仔牛を生産しているあなたが、現在も将来も平均的な繁殖牛飼養農家です。身近な営を考えてほしい。



あぜ草・野菜の残り・野草・稲藁などを飼料として利用し、排出されたふん・尿は、有機物として土地に還元する。こういった経営を中心に牛は飼うべきである。「エサ」は心掛一つでどうにでもなる。

「エサ」代が高いので牛の仔は、「エサ代に食われてしまう」と云うが、牛はりっぱな草食の家畜です。なぜそんなに購入飼料に頼らねばならないか、今一度自分の経営を考えてほしい。

(1) 経営している田・畑は裏作迄完全に利用しているか。

(2) 隣り近所の耕地で裏作のみ借用はできないか。

(3) 「サイロ」は十分利用しているか。

(4) あぜ草・原野草を完全に利用しているか。

等考えたら牛の二・三頭飼は購入飼料に頼らず「工夫」しだいでやってゆけるはずですよ。

「エサをまず自給しましょう」

むかしの牛飼に私共も今こそ再考し、家畜のふん尿を有機物とし田畑に還元する農業をやろうではないでしょうか。購入飼料に頼らない畜産物の生産をお互に研究しむかしの人の牛飼に返りましょう。

「トラクター」耕転機は消却費が大変です。牛は立派に仔を残し毎日ふん尿を有機物として田畑に還元します。

今一度自分の経営を考え有畜農家にかえりましよう。



経済観光課



河津千代喜氏
特別委員長
斧隠牧場問題
委員会

斧隠牧場問題解決する

等売買契約書と覚書があり、それによると一億五千九百一十四万四千六百六拾円で売買がなされ、斧隠牧場が受取った額は七千万円と、南牧場が肩代って農協に支払った額二千三百一拾五万四千九拾二円で、合計額は八千三百二十五万四千九十二円となり、この利息を試算すれば約一億円にも達する巨額となります。

覚書は次のとおり

覚書

農事組合法人斧隠牧場代表理事井星雄を甲とし、九州観光興業株式会社代表取締役南新太郎、有限会社南農場代表取締役・弥谷義利同猪股富夫二者を乙とし、南小国町長・藤室真人を丙として、南小国町議会議会斧隠特別委員会において調査検討の甲と乙との移譲金員の受領関係について次の通り解決したので覚書を取り交すものとする。

記

一、金八千叁百貳拾五萬四千九拾貳円也

右金員を昭和五十一年六月二十一日正に乙は甲より受領した。

二、昭和四十七年四月十六日委託者甲と受託者乙との経営委託契約書締結前の状況に相互信頼の上において受渡を行うこと。

三、昭和四十七年四月十六日委託者甲、受託者乙との経営委託契約書及びその他両者で取交した一切の約束事は白紙に返し無効とする。

町民の皆さんが非常な関心をもって、永い間、見守っていましたが、南小国町議会で、昭和五十年九月二十六日に斧隠特別委員が選任され、斧隠牧場問題が委員会に附託されました。

以来今日まで、その真相の究明に全力を上げ、日夜をとわず審議を重ねてまいりました。

その間、関係資料にしても百数種に登り、いかにこの問題が根深く又難しい問題でありましたかは町民の皆さんもわかりのことと思います

委員会は地元斧隠牧場と町との間に取交された「町営斧隠牧場移譲契約書」を基本に、この問題解決に当たつたわけであります。

その真相は斧隠牧場と有限会社南牧場との間に於て、斧隠牧場経営権の移譲契約がなされておられ、更に施設から乳牛七八頭と地上権までを含む経営委託契約書が取り交わされ、二通の未完成の不動産

四、甲乙が甲丙との移譲契約書（昭和五十年三月二十五日付）に違反したときは、丙は催告をしないで、この契約を解除することができる。

2、甲乙は前項の規定により契約を解除された場合においては直ちに本件土地物件を丙に返還するものとし、本件土地及び物件に対する一切の権利を放棄するものとする。

この場合、丙の受けた損害を賠償しなければならぬ。

リミッターがよく切れるお宅は

リミッター（電流制限器）が切れるのはたくさん電氣器具を一度にお使いになるため、契約よりも大きい電流が流れるからです。電氣器具の使用時間をずらしてお使いになればリミッターは切れませんが、不便を感じられるときはもう一つうえの契約に変更される必要があります。

（基本料金）

5アンペア区	分	早 収 料 金
最低料金	1契約につき最初の12キロワット時まで 上記をこえる1キロワット 時につき	270円00銭
電力基本料金		14円80銭

区	分	早 収 料 金
契約電流 10 アンペア		250円00銭
契約電流 15 アンペア		375円00銭
契約電流 20 アンペア		500円00銭
契約電流 30 アンペア		750円00銭
契約電流 40 アンペア		1,000円00銭
契約電流 50 アンペア		1,250円00銭
契約電流 60 アンペア		1,500円00銭

五、昭和五十一年六月二十一日以後においては、昭和五十年三月二十五日南小国町議会議決の丙と甲との移譲契約書通り実行しなければならぬ。

六、甲・乙・丙は、前記一項より五項までを再確認し、本書参通作成し、甲・乙・丙三者署名押印し、各一通を保有するものとする。

以上

昭和五十一年六月二十三日

暗色枝枯れ病が発生

凍害・風害・乾害が原因

最近特に野際等の杉の幼令木の枝枯れが発生しているのを見かけますが、町の部分林にも一部この被害を受けている所がありますので、先日熊本県林業研究指導所の久保園技師にお出を願い、現地を調査して頂き、被害木の枯枝を持ち帰り、さらに詳しく調査をされたのとおり報告を受けましたので、お知らせします。参考にして下さい。



幼令木に発生した暗色枝枯れ病 (場所字 斧陽)

この病気は、凍害・風害・乾害などが誘因となって、弱ったところから

ら病菌が侵入するもので、今年も阿蘇方面には多発している様子で林業研究所にも問い合わせが来ている。「黒点枝枯れ病」等も混っているが、いづれにせよ寒害等で弱った場合によく出るとの事です。又風による誘因等にて此の菌が付く等、其の土地の状況等により発生する場合があるとの事です。

今の所持に予防策はないが、挿木をする場合は此の枝枯れ病のある木より探穂をしない事だそうです。

以上
管財課

8月の農作業メモ

水稲 八月中旬の出穂期の前後は、水分を最も必要とする時期であるので、一・二日おきに灌水してやる。五日以上の水のかけ通しは根の為に悪い。イネの穂肥は七月に施せなかったものは、八月になってからでも色が薄くなったら施してもよい。10アール二〇kg位が標準。イネの穂首イモチは、病気の中で一番被害が大きいので、この予防は出穂前の徹底し

た防除以外はない。八月上旬にイネにイモチ病が全くないように充分防除する事。ヒノザン粉剤・ブラエス粉剤・キタジン粉剤などがよい。又秋ウシカの防除も七月下旬から八月上旬が最も大切な時。この時期に完全にウシカ防除しておけば以後の防除は不要となる。八月十日に、キタスミナック粉剤を散布すれば、イモチ・ウシカの同時防除が出来る。八月にモンガラ病が発生したら、バリダシン粉剤を散布する。



胡瓜

八月は収穫の最盛期となり、それだけにツルの老化もはげしくなる。ツルが老化する事が成り上りを早くする原因となり、収量も少くなる。無理をさせない事が第一だが、そのためには、LかMまでで収穫すること。果実を大きくすると病気の発生も多く、後になる果実の曲りも多く、品質の低下につながる。水分不足は曲り果実や病気の発生を多くする。灌水を必ずやる。病害虫防除の薬撒は、一週間に一回位が標準だが雨あとは必ず行う。一回の散布量は充分なべきで、撒布液不足は、防除効果少ない。

相続税のあらまし

人が亡くなると、その人が持っていた財産や債務は相続人が引き継ぎます。そして、引継いだ財産には相続税がかかります。もっとも財産全部に税金がかかるわけではなくて、債務や葬式費用を差し引いた正味の「遺産総額」が「基礎控除額」を超えるときにだけに相続税がかかるわけです。

では、「基礎控除額」はどれくらいかといいますと、「二千万円の定額控除額」と「四百万円に法定相続人の数をかけた金額」との合計額です。そのため、基礎控除額は、財産を相続する人の数によって違ってきます。例えば、相続

する人が一人の場合は二千四百万円まで、二人の場合は二千八百万円まで、三人の場合は三千二百万円までの財産には税金はかかりません。

ところで、相続人が配偶者や未

税務署だより

成人者、心身障害者などの場合には、そのほかに税額控除がありますので税金が安くなります。例えば、配偶者の場合ですと、配偶者が相続する遺産のうち、被相続人の正味の遺産総額の三分の一相当額(その額よりも四千万円の方が多いたときは四千万円)までには税金はかかりません。これは特例です。申告はしなくてもかまいません。相続税の申告と納税は、被相続

の五以上の場合)の「年賦」で納める方法があります。また、金銭で納めることができないうときは、相続した財産で納める「物納」の方法もあります。詳しくは、お近くの税務署にお尋ねください。

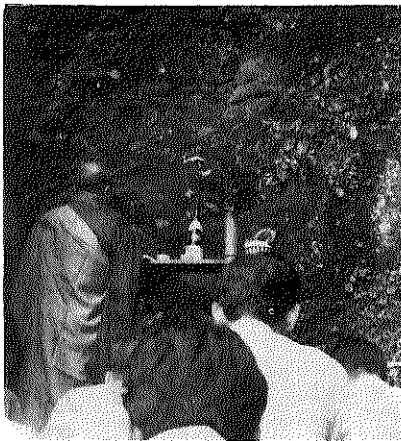


五百年來の埋れし石仏

志童子観音祭復興す (七月十日)

志童子橋本秀一氏宅裏の岩壁(幅三米・高さ五米余)に彫られし観音像の摩崖仏があります。去る昭和二十六年に熊大松本先生を案内し調査された折室町時代作のものとして他に二ヶ所あります。一つは矢津田法性寺跡の摩崖仏地藏尊像で岩面にハッキリと享徳二年八月二十四日と年月日が刻まれています。今から五百五十余年前となります。一つは小国町下城市井野の通称「らんかんさん」と呼ばれている摩崖仏です。同所は損傷甚だし、岩場が離脱し倒壊埋没の状態にあります。

石の彫像は一世紀頃より始った仏教彫刻の影響で中国・朝鮮より



岩壁に彫られている摩崖仏
(志童子橋本秀一氏宅裏)

我國に伝えられ、奈良・平安と刻まれ、鎌倉に入って全国的にさかんになったといわれています。ご承知の臼杵の石仏は平安時代後期の作として有名です。当小国郷にも以上ご紹介したような貴重な時代的文化遺跡が保存されているわけがあります。更には志童子の地名の由来があり、往昔弘法大師、支那より帰朝の途次、九州に滞留の折来国され、休んでおられるところに麓の志童子よりお婆さんがお茶を運んできたので、大師が、「お婆さん、さぞ、しんどうだったろう」と労をねぎらわれたのが訛って「しんどうじ」「しどうじ」という地名になったとされている。現在も大師休息の地を息所(よこいば)といっている。役場の土地台帳には横弓場の小字名で記されている。その傍らには大師修禪の靈跡地腰掛岩が現存している。今度志童子の観音祭が戦後絶えていたころ、以上のようなど村

零才児から幼児期までの躰方

講師・尚綱短大 大崎幸江先生

内の方々に話しましたところ、衆議一決お祭りを復活しようということになり、お観音様の縁日十日をト(ぼく)し、町ご当局より町長代理高瀬総務課長、高村社会教育主事他有志のご臨席を得て摩崖仏(まがいぶつ)観音供養が営まれました。法幸このうえないことで、更にかかる遺跡の保存保護について町ご当局の格段のご援助を念願するものであります。

(谷本 秀雄)

日頃、私達は妊娠初期の旅行・睡眠薬の使用は胎児に悪い位の知識は持っていました。が、本日はそれが何故悪いのか、それがそれに伴う正しい躰方が如何にあるべきか、親子の正しい愛情、健康な人間の出発点がどこにあるか等、妊娠と育児が如何に女性の大切であるかを受講致しました次に講演の要旨をまとめてみました。零歳より三歳児までの発達段階で(1)胎児期 (2)新生児 (3)乳児期と分けられています。

- (1)胎児期 卵体期
- (2)新生児 胎芽期
- (3)乳幼児 胎児期
- (4)幼児期 胎児期は受胎して

七・八日から十日位を卵体期、その後二ヶ月から三ヶ月位を胎芽期出生までを胎児期と云います。精子が卵管を通り受胎し、卵体期を経て胎芽期に入ります。母体の血液が子供の体をつくるに必要な成分であるか否かが問題になります。この時期に子供の神経がつくられ、内臓がつくられ肢體が出来てきます。この段階で若し、三俣病の例でみるように血液中に有機水銀等の毒素が母体の血液内に蓄積されたいの場合の障害、サリドマイド児の例でみるように肢體の出来かかった時睡眠薬の服用に依り奇形児の出生をみたり、梅毒の影響として早産・死産・流産の原因になったり、この時期の母体の健康が如何に大切であるかがわかります。

母性愛は精神的なもののみでなく健康な出産をしなければ、どこか機能の弱い子が生まれると云われ、健全な子供の土台はこの時期に造られます。

新生児は、生後一ヶ月の子供を云い、今まで母体の血液からもらっていた呼吸作用、摂食作用、排泄作用を子供自身が行い、環境に適応する為に非常にエネルギーを消耗するので、最初一週間は体重が減ります。

乳児期は、一歳までの期間で約六ヶ月になります。又門歯が生え出し、母乳だけでは不十分で離乳食のほしい時期になります。一般にこの時期の授乳の際、母親の膝で授乳することが子供に安定感を持たせることであり、言葉を語りかけ、さわらせ、見らせ、云わせることが知能の発達に大切なこととあります。

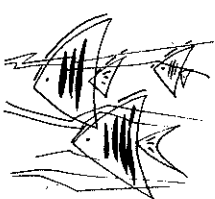
又補乳ビンも、たやすく出るものでなく、子供に刺激を与える必要があります。子供は口全体を使って吸入運動をする為、言語機能の発達を促します。

幼児期は、満一歳より六歳までの時期のことと俗に云う三歳児の躰は安定した感情を持たせ、何でも子供に自立させる基本的習慣を身につける時期です。

食事・手洗い・うがい・歯みがき・着脱衣の自立、又母親の子供への疑問のなげ方は「うん」と云わせるより、自分の頭を使って判断する言葉の引き出し方、子供は幼児語を使っても同調せず、正しい発音を使う等、正しい育児法で教育することが望ましいことです。

言葉の発達は、頭の発達につながり、動作の発達は知的発達につながります。これは文字を教えることではありません。

子供は遊びを通して知的発達を求める為同年令の仲間が必要となります。大人達の過保護は子供にとっては不幸なことであり、真の愛情は、正しい育児に基づいた躰をして行くことにあると云えます。



赤馬場婦人会長
橋本 やち

入会整備事業を進む 四集団の申込み受理

南小国町有入会林野整備要綱に
基き、次のとおり整備申込があつ
たので公告する。

昭和五十一年八月二日

南小国町長 藤堂真人

記

- (1)入会林野整備申込集団名
波居原田ノ原入会権利者集団
- (2)入会林野整備対象とする土地
南小国町大字満願寺字赤谷
- 見込面積 約五二ヘクタール
- (3)入会林野整備後の受入形態
法人
- (4)入会林野整備申請関係者名
大字満願寺八四九番地

六八四二の四

- 尚 整備対象地及び整備申込関係
者氏名等の詳細については、役場
掲示板へ告示してあります。

- (1)入会林野整備申込集団名
田ノ原波居原入会権利者集団
- (2)入会林野整備対象とする土地
南小国町大字満願寺字赤谷
- 見込面積 約五二ヘクタール
- (3)入会林野整備後の受入形態
法人
- (4)入会林野整備申請関係者名
大字満願寺八四九番地

麻生 章 外五十五名

- 尚 整備対象地及び整備申込関係
者氏名等の詳細については、役場
掲示板へ告示してあります。

- (1)入会林野整備申込集団名
田ノ原入会権利者集団
- (2)入会林野整備対象とする土地
南小国町大字満願寺字赤谷
- 見込面積 約五二ヘクタール
- (3)入会林野整備後の受入形態
法人
- (4)入会林野整備申請関係者名
大字満願寺七四六二番地

昭和五十一年八月二日

南小国町長 藤堂真人

記

- (1)入会林野整備申込集団名
田ノ原入会権利者集団
- (2)入会林野整備対象とする土地
南小国町大字満願寺字赤谷
- 見込面積 約五二ヘクタール
- (3)入会林野整備後の受入形態
法人
- (4)入会林野整備申請関係者名
大字満願寺七四六二番地

- (1)入会林野整備申込集団名
田ノ原波居原入会権利者集団
 - (2)入会林野整備対象とする土地
南小国町大字満願寺字赤谷
 - 見込面積 約五二ヘクタール
 - (3)入会林野整備後の受入形態
法人
 - (4)入会林野整備申請関係者名
大字満願寺七四六二番地
- 太田芳一 外四十五名
- 尚 整備対象地及び整備申込関係
者氏名等の詳細については、役場
掲示板へ告示してあります。
- 南小国町有入会林野整備要綱に
基き、次のとおり整備申込があつ
たので公告する。
- 昭和五十一年八月二日
- 南小国町長 藤堂真人
- 記
- (1)入会林野整備申込集団名
波居原田ノ原入会権利者集団
 - (2)入会林野整備対象とする土地
南小国町大字満願寺字赤谷
 - 見込面積 約五二ヘクタール
 - (3)入会林野整備後の受入形態
法人
 - (4)入会林野整備申請関係者名
大字満願寺八四九番地
- 麻生 定 外四十八名
- 尚 整備対象地及び整備申込関係
者氏名等の詳細については、役場
掲示板へ告示してあります。
- 南小国町有入会林野整備要綱に
基き、次のとおり整備申込があつ
たので公告する。
- 昭和五十一年八月二日
- 南小国町長 藤堂真人
- 記
- (1)入会林野整備申込集団名
波居原田ノ原入会権利者集団
 - (2)入会林野整備対象とする土地
南小国町大字満願寺字赤谷
 - 見込面積 約五二ヘクタール
 - (3)入会林野整備後の受入形態
法人
 - (4)入会林野整備申請関係者名
大字満願寺八四九番地
- 麻生 定 外四十八名
- 尚 整備対象地及び整備申込関係
者氏名等の詳細については、役場
掲示板へ告示してあります。

南小国町有入会林野整備要綱に
基き、次のとおり整備申込があつ
たので公告する。

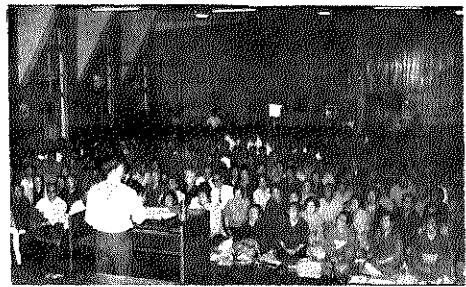
昭和五十一年八月二日

南小国町長 藤堂真人

記

- (1)入会林野整備申込集団名
波居原田ノ原入会権利者集団
 - (2)入会林野整備対象とする土地
南小国町大字満願寺字赤谷
 - 見込面積 約五二ヘクタール
 - (3)入会林野整備後の受入形態
法人
 - (4)入会林野整備申請関係者名
大字満願寺八四九番地
- 麻生 定 外四十八名
- 尚 整備対象地及び整備申込関係
者氏名等の詳細については、役場
掲示板へ告示してあります。

老人教養講座が開催さる



熱心に受講されている老人のみなさん

熊本県老人クラブ指導員 丸岡
憲市氏を招いて七月十日、中央公
民館にて老人約四〇〇人が参集し
て開催されました。講座の内容は
「老人の願い」と題して、老人の

熊本市にも町民が居る



氏 熊本市にも町民が居る
過疎現象
の一部でも
あるのが当
市内にも二
百家族にも
余る町内出身者が住んでいる。其
他出稼ぎの形で滞在している者な
どを含めると千人にも達するものと
見られる。其の人々は決して故
郷を嫌って脱出したものではなく
職業上または子弟の教育或は生活
の便宜など、原因は多種である
は云え、幼時を育ててくれた山川
や隣人愛・親戚・友人等の面影か
らは日夜離れることはありません。

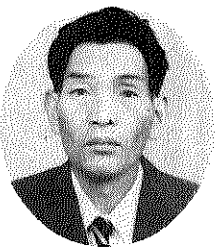
市内在住の人を小国町出身者と
一つにしが熊小国郷人会をつくり
毎年総会を開き、両町長にも出席
を願ひ盛會を重ねている次第です。
私も事務局長として名簿の作製
其他に当たっています。
離れていても何か郷土の為に役
立つことはないかと、役員一同は
案を練っているところです。
先般町長の好意で広報を各戸に
配布するよう送付していただいた
ので、訪問の上意見を聞いていま
すが、皆あさりと近くなつた思
いがすると喜んでいきます。
我々も町民の仲間として紙上の

健康・経済・孤独・レクリエーシ
ョン・信仰・業績（追憶）・老人
クラブのあり方等、また早死の秘
決としてユーモア的な話があり
午後からは、舞踊・飛入りの自
慢・楽団の出演があり盛大のうち
に講座が終了しました。

『竹ぼうき・ゾウキンの
寄贈
ありがとうございました』

老人クラブ馬場高砂会（橋本利
夫会長・六十一人）から七月九日
竹ぼうき二十六本・ゾウキン五十
八枚を作り、役場へ寄贈してい
た。だきありがとうございました。
早速市原小学校・中学校等へ
贈らせていただきましたので、ご
報告方々御礼申し上げます。

一部を提供してもらい、郷里を離
れて見る南小国のあれこれや、当
地での郷人の動きなどを報告し、
一層親近感を高め、時には皆さん
の祖先としての仕事の手伝いから
個人の相談にも応じたいので遠慮
なく御利用下さい。
市内に直接の親類がなくても同
じような協力者が居ることを御知
らせします。
今後市内会員の中から適当な人
を選んで原稿を御届けしますの
でよろしくお願い致します。
私への連絡でしたら次の電話を
御利用下さい。
（熊本局）〇九六三
八二一〇七〇
新南都町六〇八 石橋親敏



農協長 宗像良造氏

戦後、民主的農民組織として生れた農協は、人の年令で云えば働き盛りにはいろうとしています。それだけに農協の力も強くなってきたと云えるでしょう。

昭和二十三年に一五、〇〇〇余りの総合農協が生れ、合併が進められたため、

現在その数は五、〇〇〇余りに減っています。

それだけ農

協は大型化されたと云えます。ところが農協が力を貯え、大型化し事業活動が多方面にわたって拡大されてくると、農協は経済機関として、地域社会の中でも大きな役割を担う存在となつてきます。

すると、つい組合の役員や職員は組合員を御客さん扱いにしがちになり、組合員の方も農協は誰かがつくってくれた経済団体のように錯覚しがちです。

いまさらいうまでもなく、農協は組合員が自分たちの利益を守るために、自らつくった組織です。政府や市町村がつくってくれたも

のでもなければ、経済力のある有志がつくった経済団体でもありません。組合員は、農協のお客さんではなくて、主人公なのです。

組合員が主人公ということになれば、組合員は、組合が本当に自分たちに役立つ活動をやるように働きかけていくことが必要になります。協同組合は、組合員が経営に「参加」することが、他の企業などにみられない大きな特です。

組合員が運営に「参加」していないと、農協の運営はとかく誤った方向に走ってしまうおそれがあります。例えば組合長や役員の人

役員には、組合員の声をよく聞き組合員の要求を実行していくことの出来る「行動の人」を選ぶことが必要になります。

さて役員選挙は総会で行いますが、その総会での事業計画などの議決に加わることも、重要な「参加」の仕方です。総会は年一度のお祭り行事ではなくて、過去一年間の活動をふり返り、今後一年間の活動方針を決める農協最大の決議機関です。ですから「異議なし」で簡単に終るというのも考えものです。組合員の全員が参加して、よりよい農協を目指してじっくり

「農協の仕組みと役割り」

その三

「組合員こそ主人公」

達は、経営が赤字にならないように安全な橋を渡ろうとして、本当に組合員の役に立つ活動には手をつけなくなるといふ例もあります。では、その「参加」とはどういうことなのでしょう。それには次の二つのかたちがあるようです。

その一つは「制度的な参加」です。これには、まず役員の選出があります。いくら組合員が主人公だといっても、組合員が毎日農協へ出てきて、組合運営にたずさわるわけにはいきません。そこで信頼出来る代表者を選んで、その人に運営を進めてもらうことになります。

していくことをいいます。組合員は生産した農産物を農協を通して売ることが出来ます。あるいは、生産や生活に必要なものを農協を通して買うことが出来ます。また生産や生活に必要な資金を農協から借りることが出来ます。

農協利用の道は多方面にひらけていますが、これらの事業を、一人より二人、二人より三人と農協を全利用する組合員が多くなればなるほど、個々の組合員の利用による利益は大きくなり、農協事業もそれだけ拡大されていきます。農協への「利用参加」こそが、組合員の経済

を向上させる組合の事業発展をさせることになります。

時々あることです。農協と商人を同じに考えて、農協を利用するという考えを忘れてしまうことがあります。

組合員は農協の主人公です。もし農協のほうで商人より購入物資の価格が高い場合は、なぜ高いのか、安く売ることが出来ないのか、そうした点をよく究明して、全利用出来る方法をあみだすのが、主人公としての責任であるといえるでしょう。

協同組合というものは、組合員の参加なしには成り立たない組織であるわけです。

最近、組合員の生産の面も、生活の面もそれぞれに違いができて、同じ組合員同志であっても農協に期待するものが多様化してきました。農協のほうも、組合員のいろいろな期待に答えるために事業範囲を広げています。このため「組合員の参加」といっても、昔のように組合員がそれぞれ農協に出かけて行って、組合長と膝つき今わけて話をすることは、なかなかむずかしくなりました。そこで、いま農協ですすめているのが生産のほうでは作目別部会、生活のほうでは農協婦人部の部落生活班などの組織づくりです。これは生産の面では同じ作目をつくっている組合員は共通の問題をもっているし、生活の面では共同購入などは地域ごとに小グループの活動が力となるからです。

そこで、これからは、こう云う組合員組織の活動を活発にして、組合員の要求を農協の運営に反映していくことが、最も必要な事です。

(農協 宇都宮)

次号につづく



国民年金制度が改正されました

ことし、国民年金法が改正され
 拠出年金・福祉年金ともに、老令
 年金をはじめとする各種年金額が
 次のように引き上げられます。

改正された拠出年金の額(9月分から) (単位 円)				
年 金 種 別			年金額	月額
老令年金	特 例	一 (10年納付)	246,000	20,500
		二 (5年納付)	180,000	15,000
		一 級	390,000	32,500
		二 級	624,000	52,000
		一 般 と 一 付加年金	450,000	37,500
障害年金		1 級	495,000	41,250
		2 級	396,000	33,000
母子年金	子1人のとき		396,000	33,000
準母子年金	弟妹・孫など1人のとき		396,000	33,000
遺児年金	遺児1人または2人以上のとき		396,000	33,000
寡婦年金	夫が25年未満に死んだとき		夫の受ける老令年金の半額	

・母子、準母子、遺児年金等の7割の加算額は、第2子ののみ月2,000円、第3子以降は月400

・母子、準母子、遺児年金の子等の加算額は、第2子のみ月2,000円、第3子以降は月400

改正された福祉年金の額（10月分から）				
年	金	種 別	年金額	月額
老令福祉年金	明治44年4月1日までの の出生者で70才以上		243,600	13,500
		1 級	243,600	20,300
障害福祉年金		2 級	162,000	13,500
			162,000	13,500
母子福祉年金		子1人のとき	211,200	17,600
準母子福祉年金		弟妹・孫など1人のとき	211,200	17,600

この廃疾認定日とは、障害年金の受給権があるかどうかを判断する基準となる日のこと

2. 障害年金の廃疾認定日

ですが、内
 部疾患につ
 いては従来
 初診日から
 三年目を廃
 疾認定日と
 していたも
 のを、今回
 から初診
 日から一年
 六ヶ月に短
 縮しました
 (これも政

3. 母子年金・準母子年金

遺児年金の第二子の
 加算額の引上げ

従来月額八百円であったものを
 二千円に引上げます。ただし、第
 三子以降は一人につき四百円です。
 (本年九月分から実施)

4. 死亡一時金の増額
 保険料納付済期間が三年以上二
 十年未満の場合、二万三千円に引
 上げられます。

5. 保険料の引上げ
 保険料は、現行の月額千四百円

が、五十二年四月から二千二百円
 に改められます。

二十歳になったら

国民年金に

日本の国民は、二十歳になった
 日から、成人としての権利が得ら
 れ、同時に義務も課せられます。
 国民年金に加入することもそのひ
 とつです。

この国民年金には、厚生年金な
 ど他の公的年金に加入していない
 二十歳から五十九歳までの人がす
 べては加入しなければなりません。
 現在、国民年金に加入している
 人は二六〇万人、年金を受けて
 いる人は二二〇万人もいます。

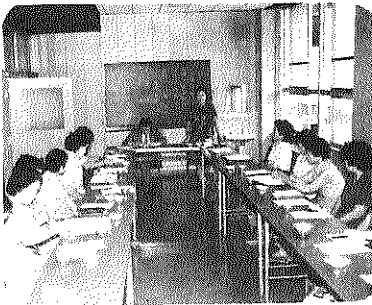
年金は遠い将来のためだけでは
 なく、加入して一年間、保険料を
 完納していれば、交通事故や病気
 などで、思わぬ障害を受けたとき
 「障害年金」が支給されます。
 あるいは、不幸にも働く父を亡
 くした家庭には、「母子年金」が
 さらに夫妻が早死にすれば、お子
 さんに、「遺児年金」が支給され
 るほか、寡婦や、祖母と孫だけに
 なった世帯などにも年金が支給さ
 れます。そして、あなたが六十五
 歳になれば、「老令(通算)年金」
 よって、老後がゆたかに守られま
 す。



年金加入をどうぞ

買物上手な消費者に!!

消費生活モデル町に指定さる!



消費者行政モデル事業の説明を聞く
 婦人会代表者

今年になって、各種公共料金
 はもとより、各消費物価も高騰し
 ていることは、皆様御承知のとお
 りであります。
 このような時期に、少しでも損
 をしない賢い消費者になっていた
 だくため、本町が消費者行政推進
 モデル町として、県指定を受ける
 ことが決定しました。
 この事業は婦人会が推進母体と
 なって取り組んでいただき、一人
 でも賢い消費者、買物上手な消費
 者になっていただくことがねらい
 です。

七月十三日婦人会代表者にお集
 り願ひ、県より若本主幹・立宅福
 祉係長・荒牧生活改善普及員の出
 席を願ひ、本年度の事業計画を次

年間行事予定表

3	1	10	9	8	7	月
反省	講	消費生活展示会視察 (婦人会幹部)	上旬講演会	調査締切り	下旬より住民意識調査 (アンケート調査)	行事内容
会	演					
家	業					
庭	者					
野	と					
菜	交					
の	友					
仕	会					
方	合					

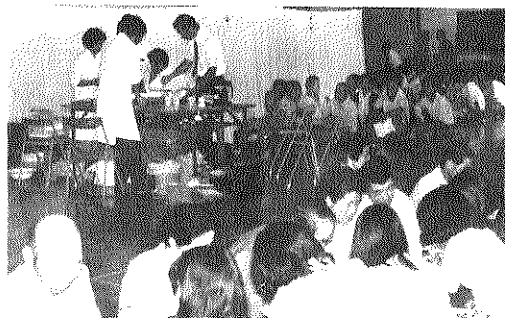
のようになりました。近日中に婦
 人会員の皆さん方にアンケート調
 査票が届くことと思いますが、今
 後の事業計画等の資料としますの
 で何卒ご協力方お願いします。

山林業地区住民総合検診終る

受診者総数六〇七名

去る七月十九日より二十三日迄の五日間、町内五会場において山林業地区住民を対象とする総合健康診断が行われました。この検診は山林業を営む者の保健推進事業の一環として町が実施したものであります。県内においては、八代郡坂本村と共に当町がモデル町村として選ばれました。検診者は次の通りです。

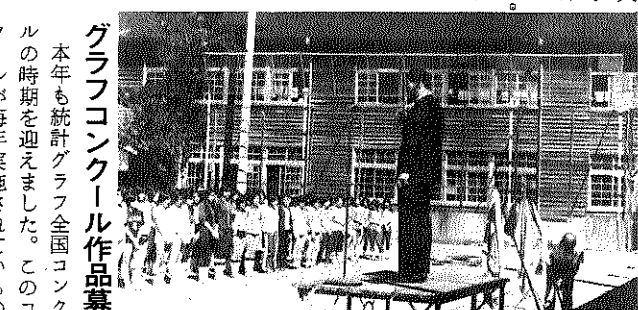
中原会場	二四九名
満願寺会場	一三五名
黒川会場	一〇七名
波居原会場	一一六名
計	六〇七名



検診を受ける山林業地区の皆さん（中原会場）

阿蘇郡中体連 南小国町会場に熱戦展開！

阿蘇郡中体連総合体育大会が7月22・23日の両日小国郷内18会場で開催され、郡内19中学約千八百人の若人が九種目に熱戦を展開した。南小国中学校グラウンドで男子野球・体育館で男女バスケット、市原小グラウンドで女子ソフトボール、体育館で男女剣道の大会が催されました。中学生の若さに溢れたプレーに感動と歓声、町民多数の参観者と応援と協力をいただき感謝申し上げます。



中体連開会式（南中グラウンドにて）

グラフコンクール作品募集

本年も統計グラフ全国コンクールの時期を迎えました。このコンクールが毎年実施されているのもわれわれの日常生活と密着している統計について正しい認識と理解を深め、統計グラフの正しい発達を促すためのもので、今年には二十四回目を迎えました。課題は自由です。各日常の身近な問題、地域社会の問題等、自然現象社会現象を問わず、あらゆる分野からの新しい課題をとらえた新鮮な作品が数多く応募されることを期待します。

戸籍明暗

生年月日	出生者	保護者	住所
6・16	安藤まゆみ	正美	坂の下
6・17	井野加代美	光春	田の原
6・18	大塚美枝子	良親	波居原
6・21	河津かおり	俊弘	滝下
7・2	日野泰信	重喜	田の原
7・2	野馬奈美	泰臣	志津上
7・2	死亡者	武	湯田下
6・16	井上幸男	喪主	住所
6・27	高本仁次	和美	本町
7・6	穴井ハツエ	ナツコ	坂の下
7・8	古庄ナツ子	良之	杉田上
7・10	杉野ハル	勉	矢ヶ部
7・12	井フミエ	鞭馬文彦	湯田上
7・15	原口仙次	善廣	星和
7・17	武田茂	楠人	戸無
7・19	石田光喜	友喜	田尻
		継夫	古賀

●香典返し

穴井良之（杉田）・斉藤徹三（荒倉）・武田友喜（裏）の三氏より香典返しとして、当町社会福祉協議会に多額のご寄附を戴きました。ここに謹んでお礼申し上げます。

広報編集だより

訂正してお詫び致します。
七月号広報紙の一頁欄、町の人口で男と女の数がいれ替り、二頁の議会だよりの中で、印鑑登録条例の適用を八月一日に、訂正させていただきます。

「道路をまもる月間」にご協力を！

◎道路について考えてみましょう。私達の生活は住居を一步出ると道路に始まっており、通勤・通学買物などすべての生活活動は、道路を通じて行われています。また道路は自動車や人の通行のほか、電気ガス・上下水道などの施設にも利用されており、道路の果たす役割は、私達が生活を営んでいくうえで欠くことのできないものです。◎道路は皆さんのものです。道路は皆さんが利用するものであります。道路を安全に利用してもらうため

に、道路管理者（国・県・市町村）は、道路を広くしたり、歩道を作ったり、また毎日パトロールを行ない事故防止のためにつとめております。道路上に物を放置したり、その他交通の支障になることは絶対にしないようにしましょう。道路はみんなのものという自覚をもち、道路に対する認識を深め、愛護する気持ちを育てましょう。（道路をまもる月間とは）道路交通の著しい発展に比例して、交通事故は多くなっており、

期間中の主な行事
・道路の正しい利用の指導
・交通安全施設の点検整備
・地域諸団体による道路清掃、美化運動の実施
・重車両の通行指導
・不法占用物件の撤去指導